

令和 7 年 1 月 2 9 日

○条例

小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 2 9 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 1 号

小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年小田原市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 6 条第 3 項中「第 6 1 条第 3 2 項において読み替えて準用する同条第 2 9 項」を「第 6 1 条の 2 第 2 0 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。